令和８年度第１回堺市入札監視等委員会 議事概要

１　開 催 日 時　　令和８年７月 23 日（木）午後２時 00 分から午後３時 40 分まで

２　場　　所　　堺市役所高層館 20 階　第一特別会議室（堺市堺区南瓦町 3-1）

３　出 席 委 員　　熊谷委員長、中川委員、堀川委員

４　審議対象期間　　令和７年 10 月１日から令和８年３月 31 日まで

５　会議の概要

(1) 報告案件

事務局から、審議対象期間中における契約状況、入札参加停止措置等の状況について報告を行った。

(2) 審議案件

堺市が契約締結した次の種別の契約（総契約件数 212 件）のうち、委員が抽出した４案件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

種　　別	内　　訳
建設工事	予定価格 400 万円（令和７年９月以前発注案件は 250 万円）を超えるもの
工事関連業務	予定価格 200 万円（令和７年９月以前発注案件は 100 万円）を超えるもの

審議案件	契約方法	業種	案　　件　　名	契約金額(税込み)
第１号	一般競争入札（WTO 政府調達対象案件、WTO 簡易型総合評価落札方式）	土木工事	石津出島流送線下水管布設工事（7―1）	3,822,390,000 円
第２号	一般競争入札	造園工事	城山台１号線ほか街路樹更新工事（その２）	33,468,600 円
第３号	一般競争入札	電気工事	鴨谷体育館受変電設備改修工事	39,999,300 円
第４号	一般競争入札	建築設計業務	深井中学校体育館外壁改修ほか工事設計業務（その３）	3,773,000 円

【審議案件一覧】

（抽出理由）

第１号：上下水道局として初の WTO 簡易型による総合評価落札方式を採用した事例であり、発注方式の選択や評価項目の設定は適切であったか、価格及び品質が総合的に優れた事業者が適切に選定されているかについて確認するため

第２号：入札取止め後に工期を短縮して再発注したが、契約締結後、工期を延長する変更契約を行っており、発注の経緯、工期設定や変更契約の妥当性について確認するため

第３号：辞退や無効が多く有効札が少なかった点に加え、入札金額が最低制限価格と予定価格付近双方の価格帯に集中したことから、工事内容の特殊性の有無を確認するため

第４号：２度入札不調となった原因及び事業進捗への影響や今後の対策を確認するため

６　審議の結果　　各案件に係る「講評」のとおり

７　委員からの質問とそれに対する回答等　　別添のとおり

別　添

≪令和８年度第１回堺市入札監視等委員会審議案件≫

【石津出島流送線下水管布設工事（７－１）】

委　員　質　問	担　当　課　等　回　答
本工事の内容はどういったものか。	本工事は、石津水再生センターから出島下水ポンプ場までの延長約 2.1km に下水管を整備するものであり、主にシールド工法により内径 1,350mm の管路を構築する大規模な下水管布設工事である。背景として、下水道施設の統廃合に伴う施設規模の適正化を進めており、その一環として、石津水再生センターに流入する下水の一部を三宝水再生センターへ送水するため本工事を施工するものである。
なぜ、WTO 簡易型の総合評価落札方式を採用したのか。	令和 7 年 4 月の入札契約制度見直しにより、予定価格 1.5 億円以上は原則、総合評価落札方式の対象となったことを踏まえたものである。 本工事は高度な技術提案を求める案件ではないが、施工条件や現場環境への適切な対応が必要であり、価格のみでなく施工能力も評価する必要があるため WTO 簡易型を適用したものである。
総合評価落札方式における評価分類「企業の施工能力」においては、何を評価しているのか。	工程管理、安全管理、施工上の配慮などに加え、企業における ISO の認証取得、施工実績及び配置予定技術者の施工経験を評価している。
配置予定技術者の施工経験は、どのように評価しているのか。	過去 15 年間における φ1000 以上（直径 1000m 以上）のシールド工事の施工経験を回数で評価しており、回数に応じて点数を付与している。
評価方法としては、施工実績のある企業が有利であり、受注すればさらに施工実績が増えて次回以降も有利になる。一方で施工実績の少ない企業は、今後も受注しにくいままではないか。	施工経験の多い配置予定技術者を配置した場合に点数が高くなる仕組みであり、結果として施工経験が少ない場合には評価値が低くなるものではある。本案件は高度な技術提案を求める案件ではないものの、一定以上の施工実績を評価の対象としているのは、施工条件や現場環境への適切な対応を必要とするためである。 なお、本案件においては、発注主体が国や地方公共団体である案件に限定しておらず、本市発注案件以外も評価の対象である。
「施工上配慮すべき事項」については、どのように評価しているのか。	長距離のシールド工事を確実に施工するために配慮すべき事項等について、本市が求める施工が可能であることを施工計画書に具体的に示されているかを確認し、評価している。

WTO 簡易型の総合評価落札方式を採用したことについて、事業者からどのような反応があったのか。	開札後、入札者 8 者中 6 者から技術評価点に関する疑義申立てがあった。申立内容としては、採点結果に対する異議等ではなく、評価基準や配点方法に関する確認が主なものであった。

≪講　評≫

本案件は、上下水道局として初めて WTO 簡易型総合評価落札方式を採用した案件である。高度な技術提案を求める工事ではないものの、施工条件や現場管理への適切な対応が必要であり、本方式の採用には一定の合理性が認められる。

施工能力を評価する観点から評価項目を設定したことは理解できるが、企業の施工実績や配置予定技術者の施工経験の評価項目については、新規参入や競争性を阻害する側面がないか、引き続き検証を行う必要がある。

一方で、技術評価点によって一定の施工能力を測ることができ、本方式を採用した目的は達成できたものと考える。

また、技術評価点について、入札者 8 者中 6 者から疑義申立てがあったことは、評価基準や配点に対する関心の高さを示すものであり、総合評価落札方式における透明性や説明責任の重要性を改めて認識する契機となった。今後も運用状況の検証と改善に努められたい。

【城山台１号線ほか街路樹更新工事（その２）】

委　員　質　問	担　当　課　等　回　答
本案件の発注の経緯について、どのようなものだったのか。	当初は 11 月に発注し、12 月に開札を実施したが、経費率の設定誤りによる違算が判明したため、入札取止めとなった。その後、1 月に再発注した際、約 1 カ月という当初発注時よりも短い工期で発注した。
入札を取り止めることとなった具体的な理由は何か。	週休 2 日制に係る経費率の算定方法が改正されたが、改正内容を適用せず、積算に誤りが生じた。この結果、諸経費率に概ね 1%程度の差が発生し、設計金額及び最低制限価格にもずれが生じた。 これらの誤りが開札後に判明したことから、入札を取り止めることとなった。
積算誤りについて、どのような再発防止策を講じたか。	従前より設計担当者が設計を行った後、一次検算者及び二次検算者が内容を確認する体制としており、多重チェックを実施している。しかし、今回は経費率に関する確認が不十分であったことに加え、制度改正の時期と重なったことから、設計担当者、一次検算者及び二次検算者のいずれも経費率の設定誤りを見落としてしまった。 今後の再発防止に向けては、制度改正が行われることの多い 9 月に積算する案件について、特に注意して確認を行うとともに、積算内容のチェック体制をより厳格に運用することが重要であると考えている。
入札取止め後の再発注時の工期短縮は適正であったか。	1 回目の発注では、既存のケヤキ 100 本の伐採を予定していたが、入札取止め後の再発注時は、24 本について、別途発注していた年間契約である単価契約により先行して伐採を行ったことなどにより工事内容を見直した上で、積算基準に則った適正な工期を設定した。
契約後の工期延期の期間は。	当初契約時点では 3 月上旬に工事着手し、3 月末の完了を予定していた。しかし、着手後にケヤキの根が横方向に密に広がっていることが判明し、撤去作業に時間を要することが見込まれた。このため、地元との協議を行った結果、3 月末までの完了は困難との結論に至り、工期を約 2 カ月延長した。
工期延期の要因となった状況は事前に把握できなかったのか。	地盤内の状況は事前に把握することが難しく、実際に伐根作業に着手したところ、想定を上回る範囲まで根が横方向に広がっていることが判明した。
工期延長はあったが、工事は無事に終わったか。	問題なく完了している。

≪講　評≫

本案件では、再発注や変更契約の経緯等について種々の確認を行った。仮に、不当に短い工期で発注し、その後安易に契約変更により工期延長を行っていたとすれば、入札の公平性に対する疑念を生じかねないものである。

ただし、本案件については、再発注時の工期の短縮は、伐採本数の削減等により工事内容を見直したものであり、積算基準に則った適正なものであったとの説明であった。また、その後の契約変更についても、想定を超えて根が繁茂していたことによるものであり、工事着手前の確認が困難な事情によるものとのことである。

これらの説明からすれば、契約変更の内容や変更理由に不適切な点があったとは言えないものの、結果として工期は１回目の発注時と同程度の期間となっている。また、現場確認や施工方法の検討を十分に行っていれば、このような事態を防げた可能性もある。

今後も引き続き、適切な工期設定のもと発注を行うとともに、やむを得ず変更契約を行う場合には、その必要性や妥当性を十分に確保されたい。

また、１回目の積算に問題があった点については、従来から多重チェックを行っているとのことであるが、その上で防げなかったという点を重く受け止め、今後このようなことが起こらないよう十分注意していただきたい。

【鴨谷体育館受変電設備改修工事】

委　員　質　問	担　当　課　等　回　答
本案件では入札の無効が非常に多いが、その要因は。	入札参加者の多くが最低制限価格に近い金額を見込んで入札したと考える。本案件については、「受注者の管理負担を伴わない共通費の算定に含めない費用」が含まれており、その見込み額について入札参加者の算定に差異が生じたことにより、多くの無効札が生じたものと考える。
「受注者の管理負担を伴わない共通費の算定に含めない費用」の見込みは難しいものか。	公共工事積算基準に基づいて算出すれば、適切な金額が算定できるものと考えるが、「受注者の管理負担を伴わない共通費の算定に含めない費用」のような特殊性がある場合には算定を誤る場合がある。
業者の認識誤りによるものか。	業者は、本市が公共工事積算基準に基づいて積算していることは認識されていると思うが、「公共工事積算基準の解説」等付属のものについては認識誤りがあったと推測される。
入札辞退の理由は何か。	技術者等の不足が考えられる。受変電設備工事においては、工場制作したものを搬入し既存設備と接続するのみで済むことが多いが、本案件では高圧機器を搬入し機器単位で個別に接続する作業がある。高圧機器の更新で停電作業が伴い、時間も限られている。機器自体も重量物であるため、人員の確保が必要であるところ、その点が難しかったと考える。
本案件は体育館の受変電設備の改修工事であるが、同様の工事は今後も続くのか。	堺市の建物は60%以上が築30年を経過している。同様の設備機器は更新時期が異なっており、概ね20年から30年で更新する必要がある。高圧機器に限らず空調設備等も含めて更新推奨年数に応じて工事の必要がある。
入札無効を減らすため、業者に対する働きかけなどを市としてできないか。	本市としては技術力のある業者に施工してもらいたいと考えている。積算能力も技術力の一端であり、入札参加者の積算の参考とするための情報を市が公開しすぎると技術力がなくても落札できることにつながる可能性もある。そのため、積算情報の公開範囲などは慎重に考える必要がある。本市としては、設計図書の記載を分かりやすくするなどの対応に努めるが、入札参加者においても適切な積算をお願いしたい。

≪講　評≫

入札無効が多数発生した要因については、「受注者の管理負担を伴わない共通費の算定に含めない費用」のような特殊な条件があったことを確認した。

入札無効を減らすために入札参加者の積算の参考とするための情報をどこまで市が公開するかについては、積算がきちんとできること自体が技術力の一端であるため、過度な情報提供には慎重な判断が必要だということは理解できる。

一方で、今後も同様の工事が見込まれる中、これだけの入札無効が生じ、有効札の2件についても予定価格に近い状況を踏まえると、競争性に一定の影響があった可能性がある。

本案件固有の問題としてではなく、他の案件にも共通する課題として捉え、対応策を継続的に検討されたい。

【深井中学校体育館外壁改修ほか工事設計業務（その３）】

委　員　質　問	担　当　課　等　回　答
本案件では入札を辞退した事業者が非常に多いが、その要因は。	開札後に入札を辞退した事業者へヒアリングを実施したところ、技術者の不足が大きな要因であった。また、各事業者は自社の雇用する技術者の数と年間の受注計画を踏まえて入札参加を判断しており、既に別の業務を受注しているなど、他の業務の受注状況から、本案件への参加を見送ったと辞退理由を確認した。
技術者不足は本案件だけの問題ではなく、業界全体での大きな課題であると思われる。今後業務を発注するにあたり、市として何か対策はあるのか。	技術者不足そのものを解消することは困難であるが、今年度より一部の設計業務については、市職員の技術力向上も踏まえ、本市において自主設計する取組を開始している。
自主設計を進めるとのことだが、設計業務の経験がある職員がいるということなのか。また、経験が十分でない職員でも対応可能なのか。	設計関連の職歴を有する職員も在籍している。学校関係の改修工事設計では、類似案件も多く、過去の設計図書も蓄積されていることから、それらを参考にすることで経験が浅い職員でも自主設計が可能と考えている。
今後も技術者不足が続く中で、自主設計は職員の負担が大きいため、解決策として適切なのか。	本市では、元々多くの改修工事を自主設計していたが、職員数の減少等の要因から設計事務所へ委託するようになった。昨今は業界の技術者不足の問題もあり、他自治体案件と入札時期が重なれば、技術者の取り合いとなるため、早期発注や発注形態の工夫により入札参加者の確保を図っている。 しかしながら、市職員自身の技術力向上も重要な課題と考えており、一定の件数を自主設計することで職員の技術力向上にも取り組みながら、職員の負担とのバランスを見て業務の効率化を進めていきたい。
本案件において、設計業者から敬遠される要素はあるのか。	体育館の外壁改修工事の設計業務は、比較的発注実績が少なく、入札参加者が参考とする設計図書も少ないことが、敬遠される要素になり得る。
参考にする過去事例が少ないということだが、体育館の外壁改修工事は、今後も継続的に発注するのか。事例が増えていくことで敬遠される要素が減少し、入札参加者は増えていくのか。	老朽化が進んでいる体育館が多いため、今後も同様の設計業務は継続的に発注する。やってみないと分からないところはあるが、事例が増えていくことで、参考となるデータも蓄積され、入札参加者も増えればと考えている。

発注時期の分散や工期に一定の柔軟性を持たせるなどの方法で、参加事業者を増やせる可能性はないか。	学校施設の改修は、施設利用の都合上、多くの工事を夏休み期間中に実施する必要があることから、工事のスケジュールに自由度は少ない。しかし、設計業務に関しては、工事と比べ多少の前倒し等の余地はあるため、今後も発注方法やスケジュール設定について工夫していきたい。
入札不調が続き、契約時期が大きくずれたことによる事業進捗への影響はなかったのか。	事業全体のスケジュールへ大きな影響は生じていない。

≪講　評≫

本案件が 2 度にわたって入札不調となった主な要因については、全国的な課題でもある事業者における設計技術者、特に設備設計の技術者の不足が背景にあり、職員による自主設計の取組、発注方法やスケジュール設定の工夫など、今後の対策についても確認した。

2 度の入札不調により契約締結時期が遅れたものの、事業進捗に大きな影響はないと確認した。しかし、入札不調が続発した場合、事業進捗への影響や市民サービスの低下につながるおそれがある。

技術者不足という課題それ自体は、簡単に解消できるものではないが、発注時期や工期設定に柔軟性を持たせるなど入札不調を回避する方法について、引き続き検討していただきたい。